

国立大学法人愛媛大学基本規則

平成20年4月1日
規則第1号

第1章 総則

第2章 役員等及び審議機関

第3章 職員及び業務組織

第4章 大学

第1節 教育研究組織

第2節 教育研究組織の長及び審議機関

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）に基づき設立された国立大学法人愛媛大学（以下「本法人」という。）の組織及び運営等に関し、基本的事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 本法人は、大学を設置し、「愛媛大学憲章」に定める理念及び目標に基づき、優れた教育と高度の学術研究を推進するとともに、社会の発展に寄与することを目的とする。

(設置する大学)

第3条 本法人は、前条の目的を達成するため、国大法第4条第2項の規定に基づき、愛媛大学（以下「本学」という。）を設置する。

(事務所)

第4条 本法人は、主たる事務所を愛媛県松山市道後樋又10番13号に置く。

(点検評価)

第5条 本法人は、その教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、社会貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 役員等及び審議機関

(役員)

第6条 本法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 学長
- (2) 理事 5人以内
- (3) 監事 2人

2 本法人に1人以上の非常勤の理事（第8条第3項に規定する学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における前項第2号の理事の人数については、「5人以内」とあるのは「6人以内」とする。

3 役員の任命及び解任は、国大法第12条から第17条までに規定するところによる。

(学長)

第7条 学長は、本法人を代表し、その業務を総理するとともに、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 学長の任期及び学長の選考に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て別に定める。

(理事)

第8条 理事は、学長を補佐し、本法人の業務を掌理する。

2 学長は、理事を指名し、任命する。

3 学長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に本法人の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）が、2人（国大法第12条第1項の規定により学外者が学長に任命されている場合は1人）以上含まれるようにしなければならない。

- 4 学長は、前項の規定により任命される者以外の者を常勤の理事にしようとする場合は、任期の始期が本法人の職員の定年退職日（理事に任命される前の職に応じた定年退職日をいう。）を超えることとなる者については、任命しないものとする。
- 5 理事の任期は3年とする。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日とする。
- 6 理事は、再任されることができる。この場合において、当該理事がその最初の任命の際現に本法人の役員又は職員でなかったときの第3項の規定の適用については、その再任の際現に本法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 7 理事がそれぞれ掌理する業務は、学長が定める。
- 8 学長は、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う者を、あらかじめ理事のうちから指名する。

(監事)

第9条 監事は、本法人の業務を監査する。

- 2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。
- 3 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は国大法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 4 本法人と学長との利益が相反する事項については、監事が本法人を代表するものとする。

(副学長)

第10条 本法人に、副学長を若干人置く。

- 2 副学長は、学長を補佐し、学長から指示された重要な事項を処理する。
- 3 学長は、理事又は職員のうちから、副学長を指名し、任命する。
- 4 副学長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、副学長の任期の末日は、当該副学長を任命する学長の任期の末日とする。

(学長特別補佐)

第11条 本法人に、学長が行う業務を補佐し、その円滑化を図るため、学長特別補佐を若干人置くことができる。

- 2 学長特別補佐は、学長から特別に指示された事項を処理する。
- 3 学長は、職員のうちから、学長特別補佐を指名し、任命する。
- 4 学長特別補佐の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、学長特別補佐の任期の末日は、当該学長特別補佐を任命する学長の任期の末日とする。

(役員会)

第12条 本法人に、国大法第11条第3項の規定に基づき、本法人の業務及び管理運営に関する重要事項を審議するため、国立大学法人愛媛大学役員会（以下「役員会」という。）を置く。

- 2 役員会は、学長及び理事をもって組織する。
- 3 役員会は、本法人における国大法第11条第3項に定める重要な事項を審議する。
- 4 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。議長は、役員会を招集し、主宰する。議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が議長の職務を代行する。
- 5 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 監事、副学長、学長特別補佐及び医学部附属病院長は、役員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決には加わることができない。
- 7 役員会に、特定の事項を調査・審議するため、必要に応じて委員会、専門部会その他必要な会議を置くことができる。
- 8 役員会の運営に関し必要な事項は、役員会が定める。

(経営協議会)

第13条 本法人に、国大法第20条第1項の規定に基づき、本法人の経営に関する重要な事項を審議するため、国立大学法人愛媛大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）を置く。

- 2 経営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 理事
 - (3) 機構長（理事が兼務する機構長を除く。）
 - (4) 医学部附属病院長
 - (5) 本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第1項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの
- 3 前項各号に掲げる者のほか、必要に応じて、学長が指名する副学長を委員とすることができます。
- 4 第2項第5号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の過半数でなければならない。
- 5 第2項第5号の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 経営協議会は、国大法第20条第5項に定める重要な事項を審議する。
- 7 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。議長は、経営協議会を招集し、主宰する。議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 8 経営協議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を経営協議会に出席させることができる。ただし、議決には加わることができない。
- 10 経営協議会の運営に関し必要な事項は、経営協議会が定める。

（教育研究評議会）

第14条 本法人に、国大法第21条第1項の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要な事項を審議するため、国立大学法人愛媛大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）を置く。

2 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 理事
 - (3) 学部長
 - (4) 大学院医学系研究科長
 - (5) 大学院理工学研究科長
 - (6) 大学院農学研究科長
 - (7) 大学院連合農学研究科長
 - (8) 図書館長
 - (9) 医学部附属病院長
 - (10) 副学長
 - (11) 学長特別補佐
 - (12) 法文学部及び教育学部ごとに、当該学部の教授会構成員の教授のうちから、当該学部の教授会において選出された者 各1人
 - (13) 社会共創学部の教授会構成員の教授のうちから、社会共創カウンシルにおいて選出された者 1人
 - (14) 大学院医学系研究科の教授会構成員の教授のうちから、同研究科の教授会において選出された者 1人
 - (15) 大学院理工学研究科の教授会構成員の教授のうちから、同研究科の教授会において選出された者 2人
 - (16) 大学院農学研究科の教授会構成員の教授のうちから、同研究科の教授会において選出された者 1人
 - (17) 第30条に規定する機関等、第30条の2に規定する共同利用・共同研究拠点及び第31条に規定する学内施設の長及び教授のうちから、学長が指名する者 5人以内
 - (18) その他学長が指名する職員 若干人
- 3 前項第12号から第18号までの評議員は、学長が任命する。当該評議員（前項第17号に規定する機関等及び学内施設の長である者を除く。）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、評議員に欠員が生じた場合の後任の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 教育研究評議会は、国大法第21条第4項に定める重要な事項を審議する。
- 5 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。議長は、教育研究評議会を招集し、主宰する。

議長に事故があるときは、第2項第2号の評議員のうち、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

- 6 教育研究評議会は、評議員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 議長が必要と認めるときは、評議員以外の者を教育研究評議会に出席させることができる。ただし、議決には加わることができない。
- 8 教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、教育研究評議会が定める。
(学長選考会議)

第15条 本法人に、学長候補者の選考等を審議するため、国大法第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）を置く。

- 2 学長選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(理事・機構長会議)

第16条 本法人に、学長の補佐体制の強化を図るため、国立大学法人愛媛大学理事・機構長会議（以下「理事・機構長会議」という。）を置く。

- 2 理事・機構長会議に関し必要な事項は、別に定める。

(部局長協議会)

第17条 本法人に、本法人及び本学の方策等に関する協議を行うため、国立大学法人愛媛大学部局長協議会（以下「部局長協議会」という。）を置く。

- 2 部局長協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務協議会)

第18条 本法人に、事務部門に関する協議及び調整を行うため、国立大学法人愛媛大学事務協議会（以下「事務協議会」という。）を置く。

- 2 事務協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第19条 本法人及び本学に、委員会その他必要な会議（以下「委員会等」という。）を置くことができる。

- 2 委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(経営情報分析室)

第20条 本法人に、本学の教育研究及び地域貢献活動並びに経営の状況に関し必要な調査及び分析を行うため、国立大学法人愛媛大学経営情報分析室（以下「経営情報分析室」という。）を置く。

- 2 経営情報分析室に関し必要な事項は、別に定める。

(自己点検評価室)

第21条 本法人に、本法人の自己点検及び評価を行うため、国立大学法人愛媛大学自己点検評価室（以下「自己点検評価室」という。）を置く。

- 2 自己点検評価室に関し必要な事項は、別に定める。

第21条の2 削除

(広報室)

第21条の3 本法人に、戦略的な広報活動を行うため、国立大学法人愛媛大学広報室（以下「広報室」という。）を置く。

- 2 広報室に関し必要な事項は、別に定める。

(四国地区5国立大学連携事業関連施設)

第21条の4 本法人に、四国5大学連携による事業の共同実施に関する協定書第2第2項に基づき定める四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業に係る申合せ第2第2項に基づき、四国地区国立大学連合アドミッションセンター（以下「連合アドミッションセンター」という。）を、大学連携e-Learning教育支援センター四国規則（平成25年7月5日制定香川大学規則）第4条第2項に基づき、大学連携e-Learning教育支援センター四国愛媛大学分室（以下「センター四国愛媛大学分室」という。）を置く。

- 2 連合アドミッションセンター及びセンター四国愛媛大学分室に関し必要な事項は、別に定める。

(地域共創コンソーシアム)

第21条の5 本法人に、ステークホルダーとともに、地域の活性化及び地域イノベーションの創出並

びに地域を担う人材の育成に取り組むため、愛媛大学地域共創コンソーシアム（以下「地域共創コンソーシアム」という。）を置く。

2 地域共創コンソーシアムに関し必要な事項は、別に定める。

第21条の6 削除

（高大接続推進室）

第21条の7 本法人に、高大接続を推進するため、国立大学法人愛媛大学高大接続推進室（以下「高大接続推進室」という。）を置く。

2 高大接続推進室に関し必要な事項は、別に定める。

（SDGs推進室）

第21条の8 本法人に、SDGs活動を推進するため、国立大学法人愛媛大学SDGs推進室（以下「SDGs推進室」という。）を置く。

2 SDGs推進室に関し必要な事項は、別に定める。

（データサイエンスセンター）

第21条の9 本法人に、データサイエンスに係る諸機能を強化するため、国立大学法人愛媛大学データサイエンスセンター（以下「データサイエンスセンター」という。）を置く。

2 データサイエンスセンターに関し必要な事項は、別に定める。

（人権センター）

第21条の10 本法人に、人権侵害を防止するため、国立大学法人愛媛大学人権センター（以下「人権センター」という。）を置く。

2 人権センターに関し必要な事項は、別に定める。

（DX推進室）

第21条の11 本法人に、デジタルを活用した業務の変革（以下「DX」という。）を推進するため、国立大学法人愛媛大学DX推進室（以下「DX推進室」という。）を置く。

2 DX推進室に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 職員及び業務組織

（職員）

第22条 本法人に、次に掲げる職員を置く。

教育職員

事務職員

技術職員

医療職員

技能職員

特定職員

有期契約職員

短期契約職員

2 教育職員の職種は次のとおりとする。

教授

准教授

講師

助教

助手

副校（園）長

主幹教諭

教諭

養護教諭

栄養教諭

実習助手

3 前項に掲げるもののほか、職員の職種については別に定める。

（職員の職務）

第23条 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定めるものほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職員は、本法人の経営、財務、施設等並びに本学の教育研究支援、学術情報、医療等に関する事務に従事する。
- (2) 技術職員は、施設及び教育研究に関する職務のうち、技術に関するものに従事する。
- (3) 医療職員は、医療に関する職務のうち、技術に関するものに従事する。
- (4) 技能職員は、技能に関する職務に従事する。

2 前項各号に掲げるもののほか、職員の職務については別に定める。

(職員の任命)

第24条 本法人の職員は、学長が任命する。

(業務組織)

第25条 本法人に、本法人の経営、財務、施設等並びに本学の教育研究支援、学術情報、医療等に関する業務を処理する組織を置く。

2 前項の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 大学

第1節 教育研究組織

(学部)

第26条 本学に、学術の一中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献することを目的として、次の学部を置く。

法文学部
教育学部
社会共創学部
理学部
医学部
工学部
農学部

2 学部に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第27条 本学に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的として、大学院を置く。

2 大学院に、次の研究科を置く。

人文社会科学研究科
教育学研究科
医学系研究科
理工学研究科
農学研究科
連合農学研究科

3 大学院及び研究科に関し必要な事項は、別に定める。

(学部及び大学院の教員組織)

第28条 本学に、教育研究上の目的を達成するため、別表のとおり教員組織を置く。

(附属病院)

第29条 本学の医学部に、附属病院を置く。

2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

(機構等)

第30条 本学に、次の機構及び当該機構にセンター等（以下「機構等」という。）を置く。

教育・学生支援機構
共通教育センター
英語教育センター

アドミッションセンター
学生支援センター
教職総合センター
社会連携推進機構
産学連携推進センター
知的財産センター
地域専門人材育成・リカレント教育支援センター
防災情報研究センター
南予水産研究センター
植物工場研究センター
紙産業イノベーションセンター
地域協働センター西条
地域協働センター南予
地域協働センター中予
地域共創研究センター
四国遍路・世界の巡礼研究センター
俳句・書文化研究センター
先端研究・学術推進機構
沿岸環境科学研究センター
地球深部ダイナミクス研究センター
プロテオサイエンスセンター
アジア古代産業考古学研究センター
宇宙進化研究センター
学術支援センター
総合情報メディアセンター
埋蔵文化財調査室
国際連携推進機構
国際連携企画室
国際教育支援センター
アジア・アフリカ交流センター

2 各機構等に関し必要な事項は、別に定める。

(共同利用・共同研究拠点)

第30条の2 本学に、学術研究の発展に資するための施設として、愛媛大学先進超高压科学研究所及び愛媛大学化学汚染・沿岸環境研究拠点（以下「拠点」という。）を置く。

2 拠点は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の3第2項に定める共同利用・共同研究拠点として、大学の教員その他の者で拠点の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものとする。

3 拠点に関し必要な事項は、別に定める。

(ダイバーシティ推進本部)

第30条の3 本学に、職員の個性や価値観を尊重し、多様な職員に持てる能力を最大限に發揮させることにより、本学の各組織及び本学の総合的ポテンシャルの向上に資することを目的として、ダイバーシティ推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

2 推進本部に、次のセンター等を置く。

女性未来育成センター
障がい者雇用推進室
高齢者雇用推進室

3 推進本部及びセンター等に関し必要な事項は、別に定める。

(学内施設)

第31条 本学に、次の学内施設を置く。

図書館

ミュージアム

総合健康センター

- 2 各学内施設に関し必要な事項は、別に定める。
(学部附属施設)

第32条 本学の学部に、次の学部附属施設を置く。

教育学部	附属科学教育研究センター 附属インクルーシブ教育センター
医学部	附属総合医学教育センター 附属手術手技研修センター 附属Aiセンター 附属看護実践教育研究サポートセンター 附属国際化推進センター
工学部	附属船舶海洋工学センター 附属高機能材料センター 附属社会基盤・センシングセンター 附属環境・エネルギー工学センター
農学部	附属農場 附属演習林

- 2 各学部附属施設に関し必要な事項は、別に定める。
(研究科附属施設)

第32条の2 本学の農学研究科に、次の研究科附属施設を置く。

附属環境先端技術センター
附属食品健康科学研究センター
附属柑橘産業イノベーションセンター
附属ハダカムギ開発研究センター

- 2 各研究科附属施設に関し必要な事項は、別に定める。
(附属学校)

第33条 本学及び教育学部に次の附属学校を置く。

愛媛大学	附属高等学校
教育学部	附属幼稚園
	附属小学校
	附属中学校
	附属特別支援学校

- 2 附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 教育研究組織の長及び審議機関

(学部長)

第34条 本学の各学部に、学部長を置く。

- 2 学部長は、当該学部に関する校務をつかさどる。
3 学部長に関し必要な事項は、別に定める。
(副学部長)

第35条 本学の各学部に、副学部長を置くことができる。

- 2 副学部長は、学部長の職務を助ける。
3 副学部長に関し必要な事項は、各学部で別に定める。
(学科長)

第36条 本学の各学部に、学科長を置くことができる。

- 2 学科長は、学部長の命を受け、当該学科の教育及び研究に関し、総括し、及び調整する。
3 学科長に関し必要な事項は、各学部で別に定める。
(研究科長)

第37条 本学の各研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、その研究科に関する事項を掌理する。

3 研究科長の選考方法は、別に定める。

(副研究科長)

第38条 本学の各研究科に、副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。

3 副研究科長に関し必要な事項は、各研究科で別に定める。

(専攻長)

第39条 本学の研究科の専攻に、専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、研究科長の命を受け、当該専攻の教育及び研究に関し、総括し、及び調整する。

3 専攻長に関し必要な事項は、各研究科で別に定める。

(附属病院長)

第40条 附属病院に、附属病院長を置く。

2 附属病院長は、附属病院に関する事項を掌理する。

3 附属病院長に関し必要な事項は、別に定める。

(副病院長)

第41条 附属病院に、副病院長を置くことができる。

2 副病院長は、附属病院長の職務を補佐する。

3 副病院長に関し必要な事項は、附属病院で別に定める。

(機構等の長)

第42条 各機構等に、それぞれ長を置く。

2 機構等の長は、それぞれ当該機構等の業務を総括する。

3 機構等の長に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(共同利用・共同研究拠点の長)

第42条の2 各共同利用・共同研究拠点に、それぞれ長を置く。

2 共同利用・共同研究拠点の長は、それぞれ当該拠点の業務を掌理する。

3 共同利用・共同研究拠点の長に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(学内施設の長)

第43条 各学内施設に、それぞれ長を置く。

2 学内施設の長は、それぞれ当該施設に関する事項を掌理する。

3 学内施設の長に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(学部附属施設の長)

第44条 各学部附属施設に、それぞれ長を置く。

2 学部附属施設の長は、それぞれ当該施設に関する事項を掌理する。

3 学部附属施設の長に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(研究科附属施設の長)

第44条の2 各研究科附属施設に、それぞれ長を置く。

2 研究科附属施設の長は、それぞれ当該施設に関する事項を掌理する。

3 研究科附属施設の長に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(附属学校の長)

第45条 各附属学校にそれぞれ校長を、附属幼稚園に園長を置く。

2 附属学校長及び附属幼稚園長は、それぞれ当該学校に関する事項を掌理する。

3 附属学校長及び附属幼稚園長に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(教授会等)

第46条 各学部、医学系研究科、理工学研究科及び農学研究科に、教授会及びその他必要な運営組織を置く。

2 教授会及びその他必要な運営組織に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会等)

第47条 人文社会科学研究科、教育学研究科及び連合農学研究科に、研究科委員会及びその他必要な運営組織を置く。

2 研究科委員会及びその他必要な運営組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人愛媛大学組織規則（平成16年規則第3号）は、廃止する。
- 3 国立大学法人愛媛大学役員会規則（平成16年規則第4号）は、廃止する。
- 4 国立大学法人愛媛大学経営協議会規則（平成16年規則第5号）は、廃止する。
- 5 国立大学法人愛媛大学教育研究評議会規則（平成16年規則第6号）は、廃止する。
- 6 国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の評議会に関する申合せ（平成17年1月12日制定）は、廃止する。
- 7 国立大学法人愛媛大学理事に関する規程（平成16年規則第33号）は、廃止する。
- 8 国立大学法人愛媛大学副学長に関する規程（平成16年規則第34号）は、廃止する。
- 9 国立大学法人愛媛大学学長特別補佐に関する規程（平成16年規則第35号）は、廃止する。
- 10 国立大学法人愛媛大学学長の任期に関する規程（平成16年規則第84号）は、廃止する。
- 11 平成18年3月1日付けで任命された学長の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 12 この規則施行の際、現に理事、副学長及び学長特別補佐に任命されている者については、この規則により選考されたものとみなし、当該理事、副学長及び学長特別補佐の任期は、第8条第3項、第10条第4項及び第11条第4項の規定にかかわらず、現に発令されている任期とする。
- 13 この規則施行の際、現に経営協議会委員及び評議員に任命されている者については、この規則により選考されたものとみなし、当該委員及び評議員の任期は、第13条第3項及び第14条第3項の規定にかかわらず、現に発令されている任期とする。
- 14 農学部附属農業高等学校（以下「旧高等学校」という。）は、第33条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に旧高等学校に在学する者が旧高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年11月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年11月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年5月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年6月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年9月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年9月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年11月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月20日から施行する。ただし、別表の規定は平成27年4月1日から、第32条の規定は平成27年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年12月9日から施行し、平成27年10月30日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月11日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 四国産学官連携イノベーション共同推進機構愛媛大学サテライトオフィス規程（平成25年規則第118号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年6月13日から施行する。ただし、別表の規定は平成30年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 法文学研究科は、第27条第2項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

2 愛媛大学実験実習教育センター規程（平成18年規則第68号）は廃止する。

3 愛媛大学実験実習教育センター運営委員会規程（平成18年規則第69号）は廃止する。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別表 (第28条関係)

1 学部に置く教員組織

学 部	学 科	講 座
法文学部	人文社会学科	社会科学 人文学
教育学部		国語教育 社会科教育 数学教育 理科教育 音楽教育 美術教育 保健体育 技術教育 家政教育 英語教育 特別支援教育 幼児教育 教育臨床
社会共創学部	産業マネジメント学科	
	産業イノベーション学科	
	環境デザイン学科	
	地域資源マネジメント学科	
		(寄附講座) 社会共創学(伊予銀行) グローバル共創人材育成 (愛媛銀行) 松山アートまちづくり スポーツ健康 科学(村上記念病院)

備考 *印を冠するものは寄附講座を示す。

2 研究科に置く教員組織

研究科	専 攻	講 座
教育学研究科	心理発達臨床専攻	心理発達臨床学
	教育実践高度化専攻	教育実践高度化
医学系研究科	医学専攻	医化学・細胞生物学 生化学・分子遺伝学 分子細胞生理学 分子病態医学 血液・免疫・感染症内科学 小児科学 糖尿病内科学 精神神経科学 肝胆膵・乳腺外科学 皮膚科学 臨床腫瘍学 生体構造医学 循環生理学 薬理学 病態生理学 循環器・呼吸器・腎高血圧内科学 心臓血管・呼吸器外科学 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 整形外科学 泌尿器科学 放射線医学 眼科学 口腔顎顔面外科学 分子寄生虫学 免疫学 感染防御学 分子病理学 解析病理学 消化器・内分泌・代謝内科学 臨床薬理学 消化管・腫瘍外科学 産科婦人科学 脳神経外科学 麻酔・周術期学 救急医学 痘学・公衆衛生学 法医学 医療情報学 医学教育学 脳神経内科・老年医学 医療薬学 医療教育学 統合医科学 (寄附講座) 地域医療学 地域救急医療学 地域医療再生学 地域小児・周産期学 救急航空医療学 視機能再生学(南松山病院) 地域生活習慣病・内分泌学 地域眼科学 地域消化器免疫医療学 地域小児保健医療学 脳神経先端医学 関節機能再建学 抗加齢医学(新田ゼラチン) 地域胸部疾患治療学 地域低侵襲消化器医療学
	看護学専攻	地域健康システム看護学 基盤・実践看護学
理工学研究科	生産環境工学専攻	機械工学 環境建設工学 *船舶工学 *東南アジアの蚊媒介感染症 *社会インフラメンテナンス工学
	物質生命工学専攻	機能材料工学 応用化学
	電子情報工学専攻	電気電子工学 情報工学
	数理物質科学専攻	数理科学 物理科学 地球進化学
	環境機能科学専攻	分子科学 生物環境科学
連合農学研究科	生物資源生産学専攻	生物資源生産科学 海洋深層水科学
	生物資源利用学専攻	生物資源利用科学
	生物環境保全学専攻	生物環境保全科学

研究科	専 攻	コース等
農学研究科	食料生産学専攻	農業生産学 植物工場システム学 食料生産経営学 水圈生産学 知能的食料生産科学特別 *植物工場設計工学
	生命機能学専攻	応用生命化学 健康機能栄養科学特別
	生物環境学専攻	森林資源学 森林環境管理学サブ バイオマス資源学 地域環境工学 環境保全学 水環境再生科学特別 *環境産業科学 *真珠産業科学
	教育支援室 研究支援室	

備考 *印を冠するものは寄附講座を示す。